

官報

號外

明治三十三年二月二十一日

水曜日

印刷局

第十四回衆議院議事速記録第三十一號

明治三十三年二月二十日(火曜日)午後一時十四分開議

議事日程 第三十號 明治三十三年二月二十日

午後一時開議

- 第一 臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任以上ノ學校職員ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律案(政府提出)
第一讀會
- 第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉臺灣ニ服役スル軍人ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律案(政府提出)
第一讀會
- 第三 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉臺灣ニ在勤スル官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律案(政府提出)
第一讀會
- 第四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉日本動產銀行法案(政府提出)
第一讀會
- 第五 決議案(石黒滄一) 外國ヨリ輸入スル鹹魚燻製魚及魚粕ニ關スル法律案(加藤政之助)
第一讀會
- 第六 網走港修築及北見幹線鐵道速成ニ關スル建議案(西原清東)
第一讀會
- 第七 鑛毒被害救濟ニ關スル建議案(市島謙吉)
第一讀會
- 第八 博士王仁古墳擴張費補助ニ關スル建議案(深尾龍三)
第一讀會
- 第九 營業稅法改正調查會設置ニ關スル建議案(橫山富三郎)
第一讀會
- 第十 巴里萬國博覽會渡航協會補助ニ關スル建議案(根本正外)
第一讀會
- 第十一 北海邊各港灣修築ニ關スル建議案(神樂知常)
第一讀會
- 第十二 織物試驗所設置ニ關スル建議案(杉田定一)
第一讀會
- 第十三 日本漆保護ニ關スル建議案(三田村甚三郎)
第一讀會
- 第十四 工場取締及工業ニ從事スル勞働者ノ保護ニ關スル建議案(原田)
第一讀會

第十九 教員養成ニ關スル建議案(安藤龜太)

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

(書記朗讀)

出水彌太郎君ヨリ壹圓紙幣發行ニ關スル質問書ヲ提出セラレタリ

(左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

銚子河口浚渫及排疏ニ關スル質問書

明治三十三年二月十九日

贊成者 大塚常次郎

提出者 鈴木儀左衛門

外三十四名

政府ハ第一號明治三十三年度歲入出總豫算追加ヲ以テ利根川修築費豫算ヲ要求セラレ其第一期施行工事ノ内譯ヲ閱スルニ其區域ハ自佐原至銚子其費額ハ六百餘萬圓而シテ沿川千葉茨城兩縣ノ負擔スル所ノ費額殆ト貳百萬圓是縣經濟トシテ決シテ輕カラサルノ負擔ト云ハサルヲ得ス國庫及沿川兩縣ノ負擔合シテ六百餘萬圓ノ大工事ナルニ於テハ必ス利根川治水ニ遺憾ナキノ設計タルヲ信ス即チ利根川治水ニ今同政府カ三期通シテ二十年ニ互リ貳千貳百萬圓ノ計畫ヲ立テ帝國議會ニ提出セラレハ至リタル費額ヨリ視ルモ其末流即チ銚子河口ノ狹隘ニシテ汚泥濁沙ヲ停滯スルヲ以テ之ヲ排泄放流水ノ停滯ヲ如何ニシテ疏通セシムル歟一軍事ニ運輸ニ河口ヲ擴大ニスルノ必要アルハ夙ニ朝野一般ノ認識スル所是ヲ以テ幕府時代ニ於テモ屢規畫經營スル所ナルヲ以テ政府ハ利根川水上是等ノ事項ヲ調査セシナルヘシ果シテ然ラハ幕府カ計畫シテ未ダ成ラザリシ所ノ銚子町字今宮ヨリ豐浦村字邊田ヲ經テ同村名洗浦ニ達スルノ掘割工事ヲ爲サントスルニ在ルカ將タ現河口ノ浚渫擴大ヲ計ルト共ニ名洗浦ニ達スル掘割ヲモ同時ニ施行セントスルニ在ルカ速ニ明確ナル答辯アラントコトヲ望ム

右議院法第四十八條ニ依リ及質問書

贊成者 內藤 正義

提出者 出水彌太郎

外三十一名

壹圓紙幣發行ニ關スル質問書
一 去ル明治三十年十月金貨本位實施以來政府ハ壹圓兌換券回收ノ方針ヲ取リタル爲其流通高次第二減少シ五拾錢銀貨ノ隨テ増發セル事ハ攜帶上及取引上ノ不便少ナカラス故ニ客年十月以來各商業會議所ヨリ壹圓金券發行ノ建議ヲ爲シタルモノ少ナカラス然ルニ政府ニ於テハ今尙其詮議アルヲ聞カス其理由如何
一 政府ハ經濟上ノ必要ニヨリテハ壹圓金券ヲ發行スルノ意アルカ又ハ絶對一政府ハ目下流通ノ壹圓兌換券ノ回收ヲ今ヨリ向フ概ネ何箇年間ニ終了ス

ト云フコトハ略易イ理デアラウト思ヒマス、斯ノ如キ略易イ理ノアルニモ拘
ラズ、政府ニ於テハ之ヲ不便ナシト認メテ居ルカ、或ハ他ニ理由アルカ存ジ
マセヌガ、免モ角モ同收ヲシ發行ヲシナイト云フコトニナリマシタナラバ、
誠ニ我市場若クハ經濟上ニ、多分ノ影響ヲ明ニ詳細ニ知ラシメ、尙ホ其答辯ニ
依リマシテハ或ハ建議ヲ出シマスルカ、或ハ法律ノ改正案ヲ出シマスルカ
ト云フコトヲモテハレナラヌト思ヒマスルカ、政府ニ於テハ十分ノ之ニ
答辯ヲ與ヘラレシコトヲ希望スルノデアリマス
○議長(片岡健吉君) 是ヨリ議事日程ノ議事ニ移リマス 議事日程第一臺灣
ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任以上ノ學校職員退隱料及遺族
扶助料ニ關スル法律案、第一讀會議案ノ朗讀ヲ省略シマス

第一 臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任以上ノ學校職員退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律案(政府提出貴族院送付) 第一讀會

第一條 臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任以上ノ學校職員
員及其ノ遺族ハ本法ノ規定ニ依リ退隱料及遺族扶助料ヲ受クルノ權利ヲ
有ス

第二條 明治二十三年法律第九十一號及之ニ基キテ發シタル勅令ハ前條ノ
學校職員及其ノ遺族ニ之ヲ準用ス但シ同法中府縣知事ノ職務ハ縣知事又
ハ廳長、文部大臣ノ職務ハ臺灣總督之ヲ行ヒ同法第十條中府縣知事ノ職務
ハ廳長トナルヘキ經費ハ地方稅ヲ以テ之ヲ支辨ス

第三條 第一條ノ學校職員ノ臺灣ニ在勤スル者ハ在勤中數ハ臺灣ニ在勤スル文官
判任以上ノ者ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クル者ニ準シテ之ヲ計算ス
第一條ノ學校職員ノ臺灣ニ在勤スル者ハ在勤中數ハ臺灣ニ在勤スル文官
判任以上ノ者ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クル者ニ準シテ之ヲ計算ス
第一條ノ學校職員ノ臺灣ニ在勤スル者ハ在勤中數ハ臺灣ニ在勤スル文官
判任以上ノ者ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クル者ニ準シテ之ヲ計算ス
第一條ノ學校職員ノ臺灣ニ在勤スル者ハ在勤中數ハ臺灣ニ在勤スル文官
判任以上ノ者ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クル者ニ準シテ之ヲ計算ス

本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
○恆松隆慶君(百四十二番) 日程ノ第一第三第五ノ說明ハ、ドウカ併テ願ヒ
マス

(政府委員內務省參事官石原健三君演壇ニ登ル)

○政府委員(石原健三君) 第一ノ日程ニ載ッテ居リマス臺灣ニ在勤スル地
方稅支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任以上ノ學校職員ノ退隱料及遺族扶助料
受クル權利ヲ與ヘマス云フ法律案ハ、是ハ臺灣ニ在勤スル諸般ノ政務
ガ、漸次整頓ニ赴キマスト共ニ、臺灣ニ地方稅規則ヲ行ヒマス且ツ教育ノ普
及ヲ圖リマスニ、普通教育ノ普及ヲ圖リマスニ、小學校令ヲ布
キマシテ、其結果地方稅ノ支辨ヲ受クル學校教員ト云フ者ガ出來マシタガ、此
學校教員ニ對シマスル退隱料或ハ扶助料ニ與ヘルノ必要ヲ感ジマシタガ、本
案ヲ提出致シマシタノデコザイマス、而シテ本案ハ是等ノ學校職員モ、内地ノ公

立學校職員ト同様ナ取扱ヲ致シマスルノミナラズ、其上ニ本案ノ第三條ニア
リマス規程ニ依リマシテ、内地ニ居リマス學校職員ヨリハ優等ナ待遇ヲ與
ヘルコトニ致シテ置キマシタ、此三條ヲ設ケマシタ、趣意ハ第五ノ日程ニ載
テ居リマスル普通ノ文官ニ對シマスル恩給及扶助料ト云フモノニ關聯シテ
居リマスルカ、此第五ノ日程ノ說明ヲ致シマスル學校職員ニ對シマスル退隱料
及遺族扶助料ノ法律案ニ附キマシテハ、貴族院ヲ修正ガコザイマシタガ、
此修正ハ本案ノ不備ヲ補フタメニ必要ノ修正ト政府モ認メマスルカ、貴族院
修正ノ通ニ可決アラシコトヲ希望致シマスル、續キマシテ御注意モゴザイ
スカラ、第五ノ日程ニアリマスル、臺灣ニ在勤スル官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ
關シマスル法律案ヲ提出シマシタ理由ヲ簡短ニ申述ベマス、是ハ臺灣ニ居リ
マスル官吏ハ内地ノ官吏トハ大ニ其趣ヲ異ニ致シテ居リマシテ、遠ク離レ
不便ナ土地ニ在勤スル者、種々困難ノ事情ガアルニ拘ラズ、奉職致シテ居
ルノデコザイマスルカ、内地ニ居リマス者ヨリハ殊別ナ方法ヲ設ケルノ必要
ガアラウト感ジマシタ、内地ニ居リマス者ヨリハ殊別ナ方法ヲ設ケルノ必要
ニ於キマシテハ、一年半ノ勘定ニスルコトニ致シマシタノデコザイマス、ソレ
カラモウ一箇條ハ、此臺灣ニ在勤スル官吏ノ恩給及遺族扶助料ノ年限ヲ給
ミナラズ、臺灣ニ在勤スル特殊ナ病者ガコザイマシテ、此等ノ流行病並ニ梅毒ニ侵
サレ易イ土地ニ在勤スル者ニ對シマシテ、此等ノ流行病並ニ梅毒ニ侵
マシタル者ニ、此病氣ニ罹ル者ニ對シマシテ、特別ナ方法ヲ設ケテ之ヲ
優遇致シマス云フ必要ヲ認メマシテ、提出致シマシタノデコザイマス、右
ノ次第デコザイマスルカ、宜シク可決アラシコトヲ希望致シマス
○恆松隆慶君(百四十二番) ドウカ第一ノ日程第三第五一括シテ、同一委員
ニ付託セラレシコトヲ望ミマス
(「贊成々々」ト呼ブ者アリ)

第三 臺灣ニ服役スル軍人ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律案 第一讀會

第一條 臺灣ニ服役スル軍人ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律案
ハ軍人恩給法ノ服役年數計算ニ於テ其ノ服役一箇月ニ對シ現役外ノ年月
ニ在ラズ

第二條 臺灣ニ服役スル軍人ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律案
ハ軍人恩給法ノ服役年數計算ニ於テ其ノ服役一箇月ニ對シ現役外ノ年月
ニ在ラズ

第三條 臺灣ニ服役スル軍人ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律案
ハ軍人恩給法ノ服役年數計算ニ於テ其ノ服役一箇月ニ對シ現役外ノ年月
ニ在ラズ

第一條 臺灣ニ服役スル軍人ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律案
ハ軍人恩給法ノ服役年數計算ニ於テ其ノ服役一箇月ニ對シ現役外ノ年月
ニ在ラズ

日本動産銀行法案
(重岡薫五郎君演壇ニ登ル)

第二讀會

○重岡薫五郎君(百六十六番) 諸君、本員ハ定規ノ贊成ヲ得マシテ本案第十四條ニ但書ヲ加ヘヤウト云フ所ノ意見ヲ提出スルノデアアル、其但書ハ如何デアアルカト申シマスル、斯ウ云フ文言デアアル、但外國ニ於テ債券發行ノ規程ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム、斯ウ云フコトデアアリマス、此但書ト云フモノハ唯今中野委員長カラ説明ノゴザイマシタル如クニ、貴族院ノ委員會ニ於キマシテハ政府ノ同意ヲ以テ決シマシタル所ノ案デアアル、此修正ト云フモノガ、本會ニ於キマシテハ誰モ注意ヲスル者ガナクシテ、有耶無耶ノ間ニ於テ遂ニ此但書ヲ削除セラレタト云フ所ノ次第ゴザイマシテ、甚ダ本案ニ取リマシテハ遺憾極マル所ノ但書デアアル、故ニ本員ハ此但書ヲ茲ニ置キマシテ、更ニ提出致シテ十四條ニ加ヘント欲スル所ノ次第デアアル、然ラバ何ガ故ニ此但書ガ必要デアアルカト申シマスルト、諸君ハ必キ本案ノ出來マシタル所ノ理由ニ於キマシテ、能ク御分リニナナルコトナラバ、必キ如何ニ但書ガ必要デアアルト云フ事柄ハ、直チニ御分リニナナルコトデアアルト考ヘルノデアアル、抑キ本案ハ如何ナル趣意ヲ以テ提出セラレ、又如何ナル趣意ヲ以テ貴衆兩院ニ於テ本案ヲ必要ト認メルカト申シマスルト、今日ノ商業工業ニ於キマシテハ、是非トモスル銀行ノ機關ヲ設ケテ、サウシテ經濟ノ發達ヲ圖ラネバナライ、又此經濟ノ發達ヲ圖ルタメニハ、外資ノ輸入ト云フ事柄ハ必要デアアルト云フ事柄ハ、恐ラク滿堂諸君ノ御認めニナツテ居ル事柄デアアルデ、本案ガ假ニ通りマシテモ、外資ノ輸入スル所ノ方法ガ此案ニ加テ居ナカッタナラバ、決シテ本案ノ目的モ達セズ、本案ハ殆ド空文ニ屬スル所ノ次第デアアル、本案ヲ設ケルト同時ニ、外資輸入ノ方法ト云フモノヲ、又豫テ設ケナケレバナラヌト云フ事柄ハ必要ナル所ノ次第デアアル、左様デゴザイマスル以上ハ、必キ先キ二十三議會ニ於キマシテ本院ガ決議致シマシタル如クニ、此銀行ヲ設ケマスル以上ハ、此銀行ガ債券ヲ外國ニ於キマシテ發行スル場合ニ於テハ、此債券ニ對シテ元利金共ニ保證ハ立ツノコトヲ要スル次第デアアル、デ此政府ガ保證ニ立ツト云フコトガナケランケレバ、到底此銀行ヲ設立スル所ノ法案ヲ設ケマシタル所デ、銀行モ亦出來ズ假ニ出來マシタル所デ、其銀行ト云フモノハ僅カ一千萬圓ダケガ働ノ出來ナイ所ノ銀行デゴザイマシテ、全ク其效用ヲナシ得ナイノデアアル、此銀行ヲシテ經濟上發達ノ機關トセシムルニ於キマシテハ、必ズ外資輸入ノ方法ヲ藉リ、又政府ハワレニ依ツテ債券募集ノ場合ニ於テハ、保證ニ立ツ所ノ規程ハ最も必要デアアル、ソレニ依リマシテ此但書ガ必要ダト申シマスルハ、此等ノ細ナル所ノ規程ト云フモノヲ、一々規定致シタイ所ノ考デアリマスケレドモ、此場合ニ於テ是ヲ強テ主張スルトキニ於テハ、或ハ貴族院ト互ニ相爭ウタ結果、遂ニ共倒レニナツテ此案ガ倒レルト云フコトニナツテハ遺憾デゴザイマスルガ故ニ、但書ヲ加ヘドウカ兩院交渉ノ上デ、本案ヲ通過セシメタイト云フ所ノ意見デアアル、即チ若シ外國ニ於テ此銀行ガ債券ヲ募集スル場合ニ於テハ、特別ノ法律デ極メヤウ、其法律ト云フモノハ如何ナル精神ノモノデアアルカト申シマスル、先キニ本員カラ申述ベマシタルガ如クニ、政府ガ第二ノ保證ヲ立チ、此其保證ノ上ニ立ツテ於テハ、銀行ハ其債券ヲ募集シ得タル所ノ金額ニ依ツテ貸付ケタル所ノ或ハ債券デアアルト力、或ハ株券ト力云フモノハ、直チニ政府ノ保證ニ爲スノデ、サウシテ政府ガ保證ニ立ツテモ決シテ懸念ノナイコトニ致サウ、斯ウ云フ所ノ精神デ此案ガ通過スルト、又次

第二讀會

ラ、ソレニ附イテハ簡短ニ辯駁ヲ致シテ置キマス、第一ニ中野君カラノ御意見ニ依リマス、此政府ガ第二ノ保證ニ立ツコトハ重大ノ問題デアアルガ故ニ、先ツ此場合ハ決定シナイガ宜カラウ、斯ウツ御意見デゴザイマス、是ハ何事ナル譯柄デゴザイマス、重大ノ問題デアアルガ故ニ延サウト云フ、茲ニ其政府ガ保證ニ立ツコト云フ所ノ意志ヲ豫メ發表セシメテ置キマス、斯ウ云フコトハ必要ナル、若シ但書ノ精神ガ加ラズシテ、本案ヲ通過セシムルノトキニ於テハ、本案ノ效用ハ全クナインデアアル、即チ重大ナル問題デアルガ故ニ、此會期切迫ノ場合デアアルト雖モ、本員共ガ主張シテ但書ヲ挿入ヲ致シタイト云フ希望デアアル、次ニ中野君ノ御説明ニ依ルト、斯ル但書ヲ加ヘタモノハ、法律上ノ精神ヲ縮メハシナイカ、却テ不勝手デハナイカ、是ハ如何ナルコトデゴザイマセウ、或ハ中野君ガ言ハル、如ク、但書ヲ書イタナラバ外國ニ於テ債券ヲ募集スル場合ニ於テ、更ニ法律ノ設備ヲ要スルガタメニ、外國デ債券ヲ募集スル事柄ハ不思議ニ堪ヘナイデアアル、此案ノ如クニシテ、斯ル辭ガ出ルコト云フ事柄ハ不思議ニ堪ヘナイデアアル、此案ノ如クニ政府ガ、債券ヲ外國ニ募集スル場合ニ保證ニ立ツコトヲ規定サズシテ、サウシテ唯單純ニ債券ヲ外國ニ於テ募集スルコトガアル、斯ウ云フコトダケノ規定デアラツトキニ於テ、其債券ト云フモノガ外國ニ募集ガ出來ルカドウカ、是ハ恐ラクハ經濟ニ明ルイ所ノ諸君デアアルナラバ、一目瞭然デ決シテ此儘デ債券ヲ募集ラレナイト云フコトハ明デ、必ズヤ政府ガ第二ノ保證ニ立ツコト云フコトガ、斯ウ云フコトガアツテ始テ外國人ハ安心ヲ致シ、又外國人ガ資本ヲ此銀行ニ下ロスコトガ出來、從ツテ此銀行ガ是ガタメニ資本ノ潤澤ヲ受クルコト云フノデアアル、唯此儘デ通セバ宜シ、但書ヲ加ヘタナラバ法律上ノ精神ヲ縮メタルコト云フコトハ甚ダ誤解ニ過ギナイト考ヘマス、次ハ中野君ノ御説明ニ依リマス、斯ノ如キ但書ヲ加ヘルト、又外國銀行ニ及ビハ私共ニ不思議ニ堪ヘナイ、日本銀行ノ如キ今日多少ノ利益ヲ配當致シテ居ル、斯ル銀行ガ更ニ債券ヲ外國ニ於テ發行スルタメニ、政府ガ第二ノ保證ニ立ツコトヲ要求シテ申込ラシマセウカ、決シテ日本銀行ハ斯ル要求ヲ與業銀行カ致シタ所デ、日本銀行ハ斯ウ云フ要求ヲシナイコトハ萬々明デアアル、又勸業銀行ニ於キマシテモ既ニ今日設立ニナツテ、營業ヲ進デ居マス以上ハ、又是等ノ要求ヲ爲サナイコトハ恐ラク明デアアル、シテ見レバ此本銀行ト云フモノヲ成立タセ、本銀行ヲシテ經濟ノ發達ヲ圖ラウト致シマスルナラバ、必ズ外資ノ輸入ト云フモノヲ圖ラネバ、ナラナイコト云フコトガ明デアアリマス、以上ハ、但書ノ如キ精神ヲ加ヘテ置キテ、豫メ政府ハ此外資ヲ輸入スル場合ニ於テハ、斯ル精神ノモノデアアルコト云フコトハハッキリ、今日極メテ置キコトハ出來ナイト致シマシテモ、先ツ斯ウ云フ精神デアアルト云フダケノ大體ノ意志ダケヲ、此文言ニ依リマシテ留保シテ置キコトハ極メテ必要ト考ヘマス、ソレ故ニ本員ハ斯ル但書ヲ修正ヲ致シマス、滿堂ノ諸君本案ノ成效ヲ計リ、本案ノ效用ヲ全カラシメント欲セラル、諸君ハ、宜シク御賛成アラシコトヲ希望致シマス

○望月長夫君(二十二番) 私ハ法學博士タル、重岡五郎君ニ御尋致シマス、此肩書有セラル、重岡五郎君ニ御尋致シマス、唯今ノ修正ハ、外國デ債券ヲ募集ル場合ノ規程ハ法律デ極メタル、但書デ書イテ置カウト云フ御趣意デアラツタガ、此但書ガ後ノ議會、次ニ來ルベキ議會、今日唯今デモ此但書ヲドウスルノカ、法律デ極メタルコトハ、若シ議會ト政府ガ共ニ之ヲ但ラウト云フ場合ニ、立法ノ權能ガ必要ト認メタナラ、左様ナコトヲ書イテ置カ

ズトモ、無論出來ルデアアル、若シ必要ト認メケレバ、斯様ナコトヲ書イテ置イテモ、一箇條ニテモ立法權ノ總テノ同意ノ出來ナイコトガアレバ是ハ成立タス、左様ナ文字ヲ其處ニ書列ベテ置ケバ、後ノ立法權ヲドレ程ヲ束縛スルコトガ出來ルカ、ソレカラウ、如何ニモ重岡君ノ但書ヲ入レルコト云フ御希望ハ、所謂外國デ債券ヲ募集ル場合ハ、政府ガ第二ノ保證ニ立ツコト云フ御趣意ヲ法律ヲ作リタイト云フ御希望ノヤウニ聽ルガ、今日斯ノ如キ無益無意味ナ文言ヲ但書ニ書イテ置ケバドウスル、重岡君ノ望ム條件ノ後ノ議會ハ是非通過セネバナラヌト云フ義務ヲ負フガ、法律家ガ考ヘタラスノ如キ文言ハナクモ、立法權ノ協賛ヲ得レバ無論其法律ハ出來ルデアアル、斯ノ如キ文言ヲ置イテモ、重岡君ノ希望ヲ以テ唯今重岡君ガ言ハル、所ヲ以テ、後ノ立法權ヲ束縛スルコトハ出來ヌ、何故ニ斯ノ如キ文言ガ、後ノ立法權ニ向ツテ效用ガアルカ

○重岡五郎君(百六十六番) 御答致シマス、私ハ此但書ヲ書イタト云フタメニ、決シテ立法權ニ於テ束縛スルコトハ言ハナイデアアル、勿論但書ヲ以テ必シモ細カイ所ノ政府ガ、第二ノ保證ニ立ツコト云フ規程ニ代ルベキモノデアナイト云フコトハ明デアアルケレドモ、免モ角モ但書ノ精神ハ、政府ガ第二ノ保證ニ立ツ精神ヲ以テ決議シテ置クナラ、是デ足レリト云フノデ、又此精神ガ茲ニ於テ極マル以上ハ、次ノ議會ニ於テモ非常ナル事柄ガナイ以上ハ、繼續サレルコトハ明デアアル、シテ見レバ私共ノ希望ハ決シテ空望デアナイト云フコトハ、御分リノコト、思ヒマス

(野間五造君演壇ニ登ル)

○野間五造君(二百五十三番) 私ハ此問題ニ附イテ反對ノタメニ壇上ニ登ラウトハ思ハナカツタ、殆ド問題トシテ議場ニ顯レルノガ私ハ不可思議ニ考ヘル、此事ニ附キマシテハ自分モ委員ノ一人デアラツテ、委員會デ政府委員ノ意見ヲモ十分ニ尋ネ、吾ノ意見ヲ述ベテ見タ所ガ、是ハ殆ド問題ニナラナイト云フコトデ、此附則ヲ附ケルコト云フコトハ議論ノ外ニ置イテ、可決致シタ次第デゴザイマス、私ハ先刻委員長ノ御報告ノ通滿場御異議ガナイト考ヘテ居タ、所ガ重岡博士カラ斯様ナ不可思議ノ議論ガ出ルニ至ツテハ、其當時滿場一致ヲ以テ可決シタ次第ヲ述ベテ置カシレバナラヌト思ヒマス、何ゼナレバ此勸業銀行ト云フモノハ、債券ヲ發行スルニ附イテ政府ヲシテ第二ノ保證ニ立タシメル、斯ウ云フコトニ詰リ歸著スルデアアル、アノ法文ト云フモノハ唯今望月君カラ御質問ニナツタ如ク、アノ文字ダケノ法文ナラ入レル必要ガナイ、何ゼ入レル必要ガナイカト云フコト、來年カ再來年ニ於テ議會ノ協賛ヲ經テ法律トスル外債ヲ募集ル手續ヲ極メタル必要ガアツタナラバ、勸業銀行ニベキデアアル、斯ウ云フコトデアアル、是ハ勸業銀行ニハ限ラナク、或ハ拓殖銀行デモ勸業銀行デモ、再ビ單行法トシテ此勸業銀行ニ顯レル場合ハ、諸君ノ協賛ニ依ツテ法律トナル以上ハ、勸業銀行ニ求メル必要ハナイ、是ハ法律上ノ議論トシテ、博士ノ議論トシテ、私ハ實ニ抱腹ニ堪ヘヌ次第デアアル、殆ド問題デアナイ、今年デモ明後年デモ法律トシテ出シテ來ルナラバ、ドノ銀行法ヘデモ附加スルコトガ出來ル、殊更ニ勸業銀行ニ之ヲ附加スルノ必要ヲ認メナイ、是ハ私ハ法律上ノ問題トシテ議論スル必要ガナイ、事實ノ問題トシテ果シテドウカト云フコト、政府ガ此日本ノ外債ヲ外國ニ於テ發行スル銀行ニ、第二ノ保證ト爲ルベキ場合ハドウ云フ手續デ以テ、第二ノ保證ニ立ツカト云フ委員ガ逃ベラレタ、是ハ附則文デアラツタガ、若シ其勸業銀行ガ身代限ヲ政府ト云フコトガ外國デ極メタル、而シテ日本ニ於テ仕拂ノ能力ガナイト云フコトヲ裁判所ガ命令ヲシテ、言換ヘレバ勸業銀行ト云フモノ、能力ガ、殆ド日本銀

ノデアッテ、英國ガ責任ガアルナラバ日本モ動産銀行ニ對シテ責任ヲ取ルト
 同ジデアルト云フガ、アスコハアスコ限ノ憲法デアッテ、植民政廳ガ持つテ居
 ルノデアラ、之ヲ以テアスコノ植民地デ發達セシメルバメニナルダケノコト
 ヲ、東洋ノ大英國タル日本ノ全體ガ責任ヲ帶ビナケレバメニナルコトハ
 主客顛倒ノ御論デアルト思ヒマスカラ、此等モ御座敷ニ出シテ論ズベキ議論
 デハナイカラ開流シニシタノデアアル、所ガ今日ニ於テ重岡博士カラ左様ナ問
 題ガ、此議場ニ現レルト云フノハオカシイ、若シ重岡君ニ贊成ノ諸君ガアル
 ナラバ、此處デ政府委員ヲ喚出シテ意見ヲ質シテ、可否ノ決議ヲ採ラレンコ
 トヲ希望スル、私ハ委員長報告通御チ附則ヲ入レナイト云フ方ノ説デアリマ
 ス

○星松三郎君(二百八十三番) 政府ニ質問ヲ致シタイ、是ハ昨年ハ興業銀行
 ト云フ名前ノ下ニ保證ト云フコトニ附イテ抑、ノ議論ニナツテ居ッタコトデ
 アルガ名前ハ動産銀行トナツテ此議論ガ再ビ起ツテ參リマシタノデアアルカラ
 政府ノ意見ヲ確メタイ、昨年政府ガ保證セヌト云フコトニシタテ居ッタノデ
 アル、私共ハナゼ之ヲ聞カント欲スルカト云フト、政府ガ今日ノ場合ハドウ
 デアルカト云フト、昨年ヨリハ財政ノ上ニ就イテ、餘程計畫上心配シナケレ
 バナラヌ今日ニナツテ居ル、若シ政府ノ意思ガ昨年ト違ウテ、當年ハ但書位
 ヲ入レテ宜シイト云フコトデアアルト、是ハ餘程考ヘモノデアアル、定テ昨年聞
 イタコト、變ッタクコトハナイト思ヒマスガ、世ノ中ノコトハナカノ、妙ニ成リ
 行クモノデアアルカラ、一般ノ政府ノ意思ヲ聞キタイト思フ、政府ハ昨年通ナレ
 バ委員長報告通可決ニナルニ違ナイガ、動産銀行其者ノ必要ト云フコトハ認
 メテ居ルガ、政府ガ保證スルト云フコトニナルト、單リ動産銀行ニ止リマセ
 ズ、他ノモノニモ保證シナケレバナラヌコトニ立至ルデアラウト思フ、何ト
 ナレバ此動産銀行ガ政府ノ保證ガナケレバナラヌト云フコトニナレバ、他ノ
 モノモ推シテ知ルベシト云フコトニナラウト思フ、其銀行其者ニ限ルト云フ
 ナレバ宜カラウガ、口デハサウ云ウテモ政府ノ保證ガ微リセバ外資輸入ガ出
 來ヌト云フヤウナ意氣地ノナイ國民デアルト云フナレバ、到底爲シ能ハヌト
 思フ、銀行其者ニ對シテハ贊成デアアルガ、政府ガ矢張昨年通ノ御考デアッテ、保
 證ハセヌト云フコトデアアルノカ、政府ノ意思ハ何レニ在ルカト云フコトヲ一
 應伺タイ

(政府委員大藏省主計局長法學博士阪谷芳郎君演壇ニ登ル)
 ○政府委員(阪谷芳郎君) 御答致シマス、政府ニ於キマシテハ昨年ト意思ハ
 少モ異ル所ハアリマセヌガ、第十四條ニ附イテハ其通出シテ置キマシタ譯デ、
 其但書ニ附イテハ、重岡君ノ但書ハアッテモ、政府ハ別ニ差支ハナイト思フ、
 保證ニ立ツト云フコトハ、政府ハ認メテ居リマセヌ

○星亨君(九十一番) 私ハ重岡君ノ修正説ニ贊成致ス者デアアルガ、今野間君
 ダノ色々ノ人ガ出デ、トシデモナイ間違ッタコトヲ言ツテ居ル、其一例ヲ云ヘ
 バ加拿陀ノコトヲ言レタガ、加拿陀ト云フモノハ大英國ガ責任ニ任ズルト云フ
 ヤウナ間違ヲ致シテ居ル、即チ加拿陀ハ彼ノ英國ニハ屬シテ居ルケレドモ、殆
 ド獨立デアアルカラ其銀行ガ大英國ノ下ニ居ル譯デハナイイデアアル、是ガ一例
 デノ立贊成スルカ先生ノ議論ハ、マースンシモノト云ウテ宜イト思フ、故ニ私
 ハ重岡君ノ説ニ贊成ヲ致シマス、去年モ此議會デ大多數ヲ以テ通過致シ、且
 ツ但書ノ如キモ貴族院ノ委員會ニ於デハ可決ヲ致シタノデアッテ、唯本會ニ
 於テ取ラレタト云フマデノコトデアリマスカラ、此際ニ於テ但書ヲ入レテ貴
 族院ニ持ツテ參ツテモ、貴族院ハ多クハ贊成スルデゴザイマセウ、政府モ別
 ニ反對シナイト云フナレバ、此但書ヲ入レルガ宜シイト思ヒマスカラ、一應
 贊成ノ意ヲ述ベマス

(七)

呼フ者アリ。簡短ト仰セラル、コトハ私ハ甚ダ無理デアラウト思フノデゴザ
イマス、吾ハ諸君ト共ニ政府ノ怠慢ヲ責ムルノデアル、僅ニ五分三分ノ演説
ヲ仕掛カルト云フト、簡短デアラウト云フヤウナ如キ冷淡ナ考ヲ持ツテ、何ヲ
以テ政府ノ冷淡ヲ責ムルコト出来ヌカ、併シ斯様ナ演説ニ於テハ御謹聴
下サルノガ議員ノ德義デアラウト私ハ考ヘタルノデアル、斯ク申シテハ御謹聴
私ハ、昨今不快デアラ、此演壇ニ立ツコトハ甚ダ私ノ好マヌ所デゴザイマス所ノ
據ロナク言フノデアアル、私ハ諸君ト共ニ田中君ニ同感者ノ一人デゴザイマス
ル、從テ私ハ屢々被害地モ同リ足尾銅山ニモ參ッダコトガアリマスカラシテ、
一應ハ其事情ヲ知ツテ居ルノデゴザイマスガ、其慘憺タル事情ニ至リマシテ
ハ、田中君ガ之ヲ盡シテ居ル、田中君ハ殆ド人間ノ頭カラシテ形容シ出サレ
ルダケノ形容ヲ、當議場ニ盡クシテ居ルノデゴザイマス、故ニ私杯ガ茲ニ至ッ
テ更ニ其事情ヲ田中君以上ニ描キ出スコトハ出来ナイノデゴザイマスガ、其
實地ヲ見マスルト云フト、田中君ノ言フコトドコロデハナイノデゴザイマス、
田中君ハ人間ノ力ヲシテ形容シ盡セルダケヲ形容シ盡シテ居リマスルガ、
底人間ノ口ヲ舌ヲ以テ形容シ盡セルモノノガアルノデアル、若シ諸君、之
ヲ御疑ナレバ諸君ハ自ラ草鞋掛ヲ以テ其被害地ニ一度足ヲ踏ンデ御覽ナサ
イ、抑、私ハ唯今申シマスル如ク、田中君ガ永イ間絶叫セラレタルガ如キ、大
悲慘ノ事情ヲ起シタノハ、果シテ誰ノ責任デアラウト云フコトヲ考ヘナケレ
バナラス、或ハ云フデゴザイマセウ、是ハ鑛山ノ持主古河市兵衛ノ責任デア
ルト云フカモ知レマセウガ、斯ノ如キ所ノコトヲ云フ者ハ、大體ヲ想像シナ
イ所ノ者デアアル、抑、古河市兵衛ニ此鑛山ヲ採掘スルト云フ權ヲ許シ、而シテ
今日ニ至ルマデ其採掘ヲ繼續セシメツ、アル所ノ者ハ誰デアラウト云ヘバ、
即チ政府上ニ在ッテ監督スルガ宜シノデアアル、而シテ其監督者タル所ノ政府
ガ、二十年果シテ如何ナル監督ヲ爲シタルノデゴザイマスカ、政府ハ勝手次第
ニ古河ヲシテ山林ヲ濫伐セシメタルノデアアル、勝手次第ニ鉛毒ヲ四方ニ撒布サ
レタルノデアアル、勝手次第ニ掘出スル所ノモノヲ、ドシ、渡良瀬川ニ流サセタ
デアアル、又勝手次第ニ鑛山カラ流ル、所ノ毒水ヲ、渡良瀬川ニ流サシメタモノ
デアアル、而シテ今日ハドウデゴザイマスル、其結果ハドウデゴザイマスルカ、
之ガタメニ洪水ガ出マスルト云フト、一日カ二日モ經タヌ中ニ直チニ長イ流
域ト云フモノガ、ソレガタメニ汎濫シテ是ガタメニ川床ハ高ツテ參リマシ
タ、是ガタメニ堤防ハ破壊スル、是ガタメニ人畜ノ死傷ト云フモノモ、今日ノ如
キ慘狀ヲ來サシメタノハ果シテ誰ノ責任デアアル、明治以來藩閥政府ガ怠慢ヲ
極メタ所ノ行政ノ處分ハ幾ツモゴザイマスルガ、忍ラク斯ノ如キ大キナ行政
上ノ怠慢ハゴザイマスカ、今日ニ引續キマシテモ尙ホ且ツソレヲ救フコト
ガ出来ナイ程ニ、政府ノ怠慢ヲ大キクシタモノガ何處ニゴザイマセウ、(田中
正造君ノ議論デ盡キテ居ルカラ早ク止メタマヘ)又「謹聽々々」ト呼フ者アリ
政府ノ怠慢ト云ヒマシテモ、隨分事情ニ依ッテハ、無形ノ事情ニ依リマシテ
ハ水掛論ニナルコトモ澤山ゴザイマスルガ、唯今申シマスル所ノ一事ニ附キ
マシテハ、政府ハドウシテモ此責ニ任ゼナケレバナラス、幾ラ巧ニ抗辯致シ
マシテモ、之ニ向ッテハ否ノ一字ヲ言フコトガ出来ナイノハ何デアラウト云フ
ト、其證人ガ田中君ノ列舉スルガ如ク誰デモ往ッテ見マスルト云フト、何十
町歩ト云フ間ガ實ニ荒蕪ノ地ニナツテ居ル所ガ即チ證據デアアル、之ガ即チ政府
ガ怠慢デアアルト云フ證人デアアルノデアアル、而シテ松方内閣即チ政府ハ此怠慢
云フコトヲ自任シタト云フデアアル、而シテ松方内閣即チ大隈伯ノ入閣致シ
マシタ所ノ、所謂松隈内閣ノ時分ニ方ッテ、始テ斷乎タル處分ヲ致シテハナ
アル、即チ其處分ハドウカト云ヘバ、御承知ノ如クニ鑛害ニ對シテハ大ナル
除害工事ヲ起シメタ、被害人民ニ對シテハ應急ノ處分ヲ施スト云フコトデ

以テ免稅ヲ致シタ、近年ノ大ナル處分ト云フテモ宜シウゴザイマスルガ、併
ナガラ(モウ分ッダト呼フ者アリ)暫ク御控ヘナサイ、大ナル處分デゴザイ
マスルガ、併ナガラ靜ニ考ヘテ見マスルト云フト、之ハ當然ノ處分ト云ハナ
ケレバナラナイノデアアル、即チ古河ナル鑛山ノ持主ニ向ッテ、除害ノ工事
ヲ命ジタト云フバガ如キコトハ、疾ニ早ク即チ數年若クハ十年前ニ、政府ガ命
ゼラレナケレバナラナカッタ事柄ヲ、十年ノ後ニ至ッテ漸クシテハ斯ノ如キ
ニ止ルコトデゴザイマスルカ、何モ驚クコトハナイ、政府トシテハ斯ノ如キ
監督權ガアル以上ハ、斯ノ如キコトハ疾ウカラシナケレバナラヌト云フニ止
ルコトデアアル、而シテ其被害地ニ向ッテハ如何ナル事ヲシタカト申シマス
ト云フト、唯稅ヲ免シタト云フマデニ止ラズ、成ル程稅ヲ免ズルト云フコト
ハ如何ニモ當然ノコトデゴザイマセウガ、稅ヲ免セラレタカラト云フテ食
コトガ出来ナイ、食フコトガ出来ナケレバ仕方ガナイ、被害民ハ稅ハ免セラ
レヌデモ宜シイ、寧ろ稅ハ取ラレテモ宜イカラ、其土地ガ元ノ通ニ元ハ
沃野デアラリマスルカラシテ、穀物デモ何デモ生ジタ、而シテ多クノ
稅ヲ取ラレマスルカラシテ、穀物デモ何デモ生ジタ、而シテ多クノ
然トシテ居ルノデアアル、即チ川床ハ相變ラズ、被害民ノ事情ト云フモノハ依
テ出水ガアレバ相變ラズ堤防ハ破壊スルノデス、又鑛毒ト云フモノハ、既ニ
此除害工事ヲ施シマスル前カラ川ニ沈澱シテ居ルカラシテ、一旦水ガ流レ
來ルト、其大洪水ノタメニ滿タサレテ、相變ラズ四方ハ流レテ往ク有様デア
ル、而シテ川床ガ益々高クナリマスカラシテ、洪水ノ出ル度毎ニ、被害ノ區域
ハ益々擴ガツテ往ク傾ニ至ッテハ、大工事ヲ施シタ前ト今日トハ少モ變ラ
ナイノデアアル、唯大工事ノ結果ト致シマシテハ、山カラシテ新ナル毒ハ流
テ來ヌト云フコトニナツタノデアアルケレドモ、其以前カラ川ノ中ニ沈澱シ
居ル毒ハ依然トシテ居ル、且一旦此毒ヲ被リマシタ所ノ何十町歩ノ田地ト
云フモノハ、如何ナルコトヲシテモ此毒ヲ復スルコトハ出来ヌト云フ有様ニ
居ルニ附キマシテハ、政府ハ是非共ニ之ヲ何トカ始末ヲシナケレバナラヌ
任ガアルト私ハ言フノデアアル、ソコデ私共ノ希望ノ點ヲ述ベルノデゴザ
イマスルガ、私共ハ是非政府ニ向ッテ眞面目ニナツテ實ロイト思フノデア
ル、田中正造君ガ幾度カ此演壇ニ登ッテ、怒リ且ツ泣キ、且ツ罵リマシテモ、
政府ハ何トシテ居ルカト云フト、殆ド此事ニ向ッテハ冷笑ヲ以テ目シテ居
ト云フ有様デアアル、實ニ其冷然タルコト、ドウモ驚入ッタモノデアアル、何ガ鑛
毒ト云フト直グニ政府ハ笑ヲ帶ビルト云フヤウナ有様デアアル、是ダ
ケノ大問題デアアルカラシテ、特ニ一局位ハアルカト思フト、實ニ冷々々々
ルモノデアアル、而シテ此實狀ハドウカト云ヘバ、現在眼前ニアルガ如キ騷
有様デアリマス、而シテ此實狀ハドウカト云ヘバ、現在眼前ニアルガ如キ騷
ガ起ル有様ニ附キマシテハ、政府ハ自分ノ是マデノ怠慢ト云フ所ノ責ヲ負
タメニモ、是非トモ何トカ始末ヲシナケレバナラヌト云フト、私共ノ考ヘマス
ルニハ恰モ松隈
如何ナル始末ヲシナケレバナラヌカト云フト、私共ノ考ヘマスルニハ恰モ松隈
内閣ガ「松方内閣ノ時代ニ起シマシタ如キ、調査委員會ト云フモノヲ開ク
必要ガアラウト思フノデアアル、是ハ御承知ノ通ニ農商務省トカ若クハ内務省
トカ云フ、一省ヲ直隸シタ所ノ關係委員會ヲ集メタ委員會會デハナカッタ、
局長官ヲ直隸シタ所ノ有力ナル委員會ヲ起シマシタ委員會會デハナカッタ、
其事情ガ誠ニ目目實行サレタノデアアル、即チ百万ノ工事ヲ或ル短イ期間ニ於
テ、古河ニ其工事ヲ成就シシメタト云フガ如キコトハ、當ニ一省ノ關係ノ委員

杯デ以テ出來ルモノデハナイノデアル、デアリマスカラシテ私共ハ今度政府ニ向テ起セヨト云ツテ、促シマスル所ノ委員會ノ性質ハ、矢張斯様ナ組織ニ致シマシテ、今度ハ貴衆兩院ノ議員デ、是等ニ向テ幾許ノ考ノアル者ヲ入レマシテ、松隈内閣ニ設ケラレメタ所ノ委員會ノ不足ヲ寧ろ補フデ、而モ其トキ同シテ、力ノアルモノヲ設ケテ、此際ニ於キマシテ、眞面目ニ一ツ審査ヲシテ貰ヒタイ、大業業デゴザイマスカラシテ、直チニ審査ヲ遂ゲルト云フコトハ出來マスマイガ、ドウカ少クモ一年位ノ間ニ於テ、私共ノ希望ガ實ニナリマスルヤウニ偏ニ願フノデアリマス、此點ニ附キマシテハ諸君モ眞實決シテ御不同意ハナイ筈ト思ヒマスカラ、願ハクハ即決アラシコトヲ希望致シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○恆松隆慶君(百四十三番) チョット質問ガアリマス、長々御述ニナリマシタガ要領ヲ得マセヌ、此調査委員ハ貴衆兩院ノ議員ヲ加ヘタイト云フコトデアリマスガ、ドウ云フ方法ニシテ加ヘルカ、今少シ詳シク……

○市島謙吉君(百八番) ヘーサウデセウ、アナタノヤウニ始終御發議ノ御方ニハ……何デスツテ貴衆兩院……是ダケ長ク云ツテモ御分リニナラナケレバ、更ニ又云ヒマセウカ、ツレデヤア……

○恆松隆慶君(百四十三番) ヤ長イカラヨシマセウ

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス

○永田佐次郎君(百六十七番) 感化法案ノ委員會ガ濟ミマシタガ、政府ノ方デモ餘リ急グヤウデゴザイマスカラ、此際日程ヲ變更サレテ議決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 永田佐次郎君カラ感化法案ノ委員會ガ結了シマシタカラ、此際報告ヲシテ議事日程ヲ變更シテ、此議事ニ上ゲタイト云フ緊急動議ガ出マシタガ、御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

シマシテゴザイマス、此修正ニ向テハ政府モ別段ノ差シテサウ反對ノ意見モゴザイマセヌ、別ニハ何モ變タコトハゴザイマセヌカラ、餘程政府デモ會期切迫ノタメニ差急イデアルヤウデゴザイマスカラ、此際直ニ議決アラシコトヲ希望致シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○恆松隆慶君(百四十三番) 本案ハ唯今委員長ノ報告ノゴザイマシタ、如何ニモ松隈内閣ノ修正ハ適當ナモノデゴザイマス、ダカラ此場合議會省略ヲ以テ可決セラレンコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 本案ハ議會ヲ省略シテ、直ニ確定議ニ付スルコトニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

結果トシテ非常ニ幸ナリ所モアリ、非常ニ不幸ナル所モアッタ、サウ云フ結果デ
ゴザイマシテ、其事實ガ今日マデ引續イテ居ルノデゴザイマスルカラシテ、當
時商人ニシテ賣上金額ナリ、賃賃價格ナリ、自ノ申出ニ對シテ稅務署カラ
シテ増セシテ云フコトノ命令ニナリ、之ヲ承知シテ所ノモノ實際サ
ウデナタトモ已ムヲ得ズシテ、自ノ商業上面倒デアアルカラト云フ考カラシ
テ、已ムヲ得ズ之ヲ承認シタ人ト、飽クマデ權利ヲ主張シテ増サヌト云フ所
ノ人ト、斯ウ云フ一ツガアルノデゴザイマス、當時自ノ權利ニ屬スルモノ
ヲ讓ツタト云フ點カラ致シテ、今日自ノ分ガ苛酷ナル徵稅ヲサレテ居ルト云フ
コトハ、其自己ノ運命デアアルト云フコトヲ言フノハ、隨分是ハ苛酷デアラウト
思フ、サウ云フ成行デアアルカラシテ、此法案ト云フモノハ改良スル必要ガアラ
ウト思フ、ソレ故ニ此改正案ト云フモノハ先ヅ本案ト云フモノハ、先ヅ改正ス
ル所ノ氣運ニ向テ居ラウト思フ、(簡短々々)ト呼フ者アリ、極ク簡短ニヤ
リマスカラ、ドウカ御聽ヲ願ヒタイ、ソレカラ第二ハ當院デ以テ提出ニ相成
リマシテ、當時委員付託ニ相成テ居ル營業稅法改正案、此改正案ニ附キマ
シテモ、私共ハ反對ナノデ、其反對ノ理由ハ極簡短ニ申上ゲマスカラ、ドウカ御
聽ヲ願ヒタイ、ソレハ何故此改正案ニ反對シナケレバナラヌカト云フト(モ
ウ分ツタ)又ハ「反對」ト呼フ者アリ(議場騒然)ドウカマダシマヒマデ御聽ヲ願
ヒイ(無用々々)ト呼フ者アリ(ソレザヤ極簡短ニ言ヒマスカラ、ドウカ御聽
ヲ取ヲ願ヒタイ、此本案提出ノ「無用々々」ト呼フ者アリ(議場騒然)イヤ、サ
ウ云フコトデアアレバ私ハ演壇ヲ降ラヌ(贊成)ト呼フ者アリ、此改正案ニ附キ
マシテハ販賣業ノ率ニ附キマシテ、其他料理屋宿屋ニ關スルコトニ致シマシ
テ、實施ノ結果非常ニ偏重偏輕ノ事實ガアラウト思フ、御承知ノ通此物品販賣
業ハ、營業稅法ノ本年ノ豫算收入デハ、營業稅法ノ總體ガ今年ノ豫算收入デ
ハ五百八十萬圓ト云フノデアアル、ソレ物品販賣業ハ、殆ド營業稅ノ二分ノ一
ヲ收入デアアル、サウ致スト物品販賣業者バカリガ、殆ド營業稅ノ二分ノ一
ヲ收入メテ居ルト云フテモ宜イデアアル、然ルニ物品販賣業ノ中デアアル小賣
デハ、現行法デアハ「二」割合デアアル、然ルニ改正案ハ「一」割合デア、私ハ
此割合ニ附イテハ不法デアラウト思フ、御承知ノ通御賣ト云フモノハ資本ガ
餘計掛ツテ、其割合ニ利益ガ少イ、小賣ハ成ル程色ミナ事實モゴザイマセウ
ガ、御賣カラ見ルト利益ハ多イ、ソレ故「一」割合ト云フモノハ相當デアラ
ウト思フノデアアリマス、ソレ改正案ガ若シ通過致シマシタラバ、御賣商ハ
非常ナル重稅ヲ課セラレル結果ニ陥リハシナイカト思ヒマス、斯ウ云フ改正
案ニハ偏重偏輕ノ事實ヲ見ルト云フ恐ガゴザイマス、其他料理屋宿屋或ハ貸
席ニ對シマシテハ、改正案ノ率ト云フモノハ、ドウ云フモノデア割出シタカト云
フト、昨年改正案ノ委員會ノ委員ガ、大藏省ノ所管ノ吏員ニ向ヒマシテ要求シ
タ、其事實ニ基イテ割出シタノデゴザイマス、其事實ガドウデアアルカト云フ
ト、御承知ノ通是等ノ營業者ハ賃賃價格並ニ從業者ト云フ方デア課稅シテ居ル、
ソレ故全國ノ實收入ト云フモノハ分ラナイ、ソレ故大藏省デハ假定ヲ致シマシ
テ、月四十圓位ノ是ハ假令デアアリマスガ、月四十圓位ノ收入ノアル者ハ、十圓位
ノ家賃ヲ出シテ借リテ居ルト云フ割出シカラ、收入ヲ算出致シタノデゴザイ
マス、據ルベキ標準ガナイカラト云フテ、斯ウ云フ割出シタ致シタ、其割出シ
ニ基イテ之ヲ收入ニ課稅スルト云フコトノデアアリマス、私共斯様ナ憶說ニ依ッテ
割出シタノ收入ニ課稅スルト云フコトノ大ニ其當ヲ得テ居ナイト考ヘマス、
ソレ故今委員ニ付託ニナツテ居ル所ノ此改正案ハ反對ヲ致スノデゴザイ
マス、尙ホ賃賃價格ト云フコトニ附イテモ、先程申上ゲマシタガ類ニ苦情ガゴ
ザイマスカレドモ、料理屋ノ如キ、或ハ宿屋ノ如キ、或ハ席賃ノ如キモノハ、
其營業ノ性質ガ斯ウ云フ者ニ課稅シテ宜イモノデアゴザイマスカラシテ、是

等ノモノハ或ハ賃賃價格ヲ課稅ノ標準トシテモ宜カラウト思ヒマス、斯ウ
云フ點ガゴザイマススカラシテ、當院デ提出ニナツタ委員付託ノ修正案ハ、私
共ノ之ニ同意スルコトガ出來ナイ、詰リ此改正案ノ主意ト云フモノハ、之ヲ
事實ニ行フタラバ、其負擔ニ於テ偏重偏輕ノ結果ニ陥リハシナイカト信ジ
テ居リマス、斯様ナ次第デアリマス、併ナガラ此調查會ヲ設ケルコトハ、
致シタイト云フ考ヘデゴザイマス、其御說トシテ稅法ノ改正案ハ立法權ノ
イカヌト云フ恐ガアラウト思ヒマス、其御說トシテ稅法ノ改正案ハ立法權ノ
作用カラシテ、當院會デ當然改正ガ出來ルノデハナイカ、然ルニ調查會ヲ設ケ
ル必要ハナカラウ、斯ウ云フ御說モアラウト思ヒマス、是ハ營業稅
法ト云フモノハ、殊ニ特別ニムツカシイ所ノ問題デアリマス、或ハ
鐵道國有ノ調查會トカ、或ハ議院ノ建築ノ調查會、ソレト同シヤウナ性質ノモ
ノデアラウト私共ハ思ヒマスカラ、此調查會ヲ設ケタイト云フノデアアリマス、
ソレデアラウト私共ハ思ヒマスカラ、委員ヲ二十一名以内ノ委員ヲ置キ
タイト云フノデアアリマス、而シテ此委員ハドウ云フ者ヲ以テ委員トスルカ
ト申シマス、高等文官、帝國議會ノ議員、ソレカラ民間ノ商業者ニシテ
經濟ノ事ニ通曉シ又經驗アリ學識アル者ヲ以テ、委員ヲ組織致シタイト思ヒ
マス、要スルニ此營業稅法ト申シマス、佛蘭西ニ於キマシテモ今日
實施セラレテ居ル稅法デアッテ、佛國財政經濟ニ傾學ノ名アルポリニ氏モ營
業稅法ヲ評シテ言ハレタ、營業稅法ガ營業者ニ公平ニシテ正確ノ負擔ヲ得セ
シメル困難ハ、尙ホ圓形ノ立積ヲ求メルト同シヤウニ困難デアルト言ハレタ、
私ハ實ニ名言デアアルト信ジマス、斯ノ如ク營業稅法ハ或ル點カラ見マスカ
所得稅ニモ似テ居ル所ノ稅法デアリマシテ、非常ニ至難ヲ稅法デアリマス
カラシテ、此調查會ヲ置キマシテ慎重ニ之ヲ調査シタラバ、各營業者ガ偏
重偏輕ノ負擔ノナイ結果ヲ見ハシナイカト思ヒマスカラ、成ルベク完全ニ負
擔ヲ公平ニナラシメタルト云フ精神ヲ以テ、此調查會ヲ設ケタイノデアアリ
マス、ドウカ御贊成アラウト、而シテ即決ヲ願ヒタイノデアアリマス
○木村格之輔君(百七十三番) 質問ガアリマス、二十一名以内デア調查會ヲ設
ケルト云フコトハ分リマシタガ、其費用ハ何レカラ支出スル御考案デス
○横山富次郎君(十八番) 是ハ豫算ヲ以テ何レ政府デ提出致スダラウト思ヒ
マス、私ハ唯建議ヲ致スト云フコトニ止ツテ居リマス
○委員付託「ト呼フ者アリ」贊成々々」ノ聲起ル」
○委員付託「ト呼フ者アリ」贊成々々」ノ聲起ル」
○議長(片岡健吉君) 委員付託ニ贊成ガアリマスカラ、先決問題トシテ採
決致シマス、委員付託ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
起立者 少數
○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、本案ノ贊否ノ採決致シマス、本案ニ
同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
起立者 少數
○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、此際諸君ニ御諮リスルコトガアリマ
ス、委員長ノ西川宇吉郎君ヨリ所得稅法中改正法律案ノ委員會ヲ開キタイト
云フコトデアリマス、許シテ御異議ハアリマセヌカ
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許スコトニ致シマス、議事日程第十
四巴里萬國博覽會渡航協會補助ニ關スル建議案、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、

第十四

巴里萬國博覽會渡航協會補助ニ關スル建議案(根本正君外十三名提出)

巴里萬國博覽會渡航協會補助ニ關スル建議案
巴里萬國博覽會渡航協會ハ同博覽會ノ開設ヲ機トシ我カ國一般ノ商工業及海外貿易獎勵ノ爲成ルヘク多數ノ觀覽者ヲ彼ノ地ニ渡航セシメ廣ク海外ノ實況ヲ觀察スル便ヲ與フルノ精神ヲ以テ設立セシモノナリ而シテ特ニ渡航者カ不便ヲ感スルハ宿泊所ニ於テ元費ヲ要シ或ハ土地不案内ノ爲不適當ノ場所ニ投宿シテ我カ國人ノ面目ヲ傷クル等ノ點ニ在リテ現ニ前年米國シカゴ博覽會ニ付彼ノ地ニ渡航セシ出品人總代其ノ他ノ者ハ自ラ此ノ不便ヲ經驗セシ所ニシテ今回ノ如キ渡航者ニ於テハ彼ノ地ノ言語風俗ニ通スル者甚稀ナルハ前年米國博覽會ノ比ニ非ス故ニ渡航協會ハ巴里市街ニ於テ適當ノ宿泊所ヲ設ケ且此ノ宿泊所ヲ日本人ノ俱樂部ニ充テ同協會ニ關係アル渡航者ノミナラス其ノ他ノ本邦人ノ互ニ相來往スル機關ニ備ヘ且渡航者往復ノ爲乘用スル汽船、汽車等ハ勿論途中宿泊滞在等ニ關シテモ適當ノ規定ニ從ヒ百艘ノ便益ヲ與ヘテ渡航者ノ目ヲ貫徹セシムルノ舉タル頗ル有益ノ設備ナレトモ到底渡航者ノ自費ノミヲ以テ之ヲ支辨スルコト難シ依リテ政府ハ同協會ニ相當ノ補助金ヲ下付シ以テ我カ國商工業ノ進歩發達ニ資セラレムコトヲ望ム

右建議ス

(根本正君演壇ニ登ル)

根本正君(四十四番) 極貴重ナ時デモアリ、殊ニ時ハ金ナリト申スコトガアリマスカラ長クハ申シマセヌ、巴里萬國博覽會渡航協會補助ニ關スル建議案デアリマスガ、是ハ我帝國ノ國是トスル所ノ海外貿易ニ對スル最モ大切ナル問題デアリマス、我海外貿易ハ第一亞米利加、第二佛蘭西トナツテ居リマシテ、亞米利加ト貿易ハ凡ソ九千萬圓宛、九百萬圓宛得ヲシテ居リマス、其次ハ佛蘭西デアリガ、其他ハ皆日本ガ負ケテ居ルデアリマス、日本ノ花客トシテ日本ノ金儲ノ出來ル所ノ巴里萬國博覽會ニ行ク人ノ便利ヲ圖ルガためニ、各縣ヨリ出ル人ノためニ非常ニ便利ヲ與ヘントスル所ノモノデアリマス、ドウカ諸君滿場一致即決アラント望ミマス

(即決々々「反對々々」ト呼フ者アリ)

○花井卓藏君(百五十七番) 反對ノ意見ヲ述ベタイ

○議長(片岡健吉君) 宜シイ

(花井卓藏君演壇ニ登ル)

○花井卓藏君(百五十七番) 私ハ反對ノ意見ヲ述ベルノデアリマス、私ハ決シテ此案ハ必要ナリヤ否ヤト云フコトヲ研究スルノ要ハナイト思フノデアアル、憲法違反ニ近キ案デアルト思フノデアアル、憲法第三十九條ニハ如何ナル事柄ガ書イデアリマス、カ、兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ、同會期中ニ於テ再ビ提出スルコトハ出來ナイト書イデアアル、法律ニシテ尙ホ且ツ然リデアアル、是ハ尙ホツレヨリハ輕キ所ノ建議案デアアル、此案ハ一たび否決シタル所ノ案ニ二三ノ文字ヲ書加ヘタト云フニ過ギナイ一たびハ洋服ヲ著テ現レ、一度ハ和服ヲ著テ現レタト云フニ過ギヌノデアアル、斯ノ如キコトヲ許スノハ實ニ院議ヲ蔑如スルモノデアアル、又提出者トシテハ院議ヲ輕ズルモノデアアル、事實トシテハ外國ニ調ベニ行ク者ニ錢ヲ出セト云フノデ、ツレナラバ内地ニ於テ貧民デアツテ、而モ信仰心ニ厚キ所ノ西國順禮四國順禮ニ錢ヲ遺ルガ宜シ

イ(拍手)スル者アリ(否決スベキモノト思ヒマス)

○根本正君(四十四番) 議長——議長

○議長(片岡健吉君) 根本正君ハ何デスカ

(「無用々々」ト呼フ者アリ)

○根本正君(四十四番) 一應述べ置キマスガ……

(「採決々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ採決シマス、本案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數、否決シマシタ、議事日程ノ第十五北海道各港灣修築ニ關スル建議案、議案ノ朗讀ヲ省略シマス、加藤政之助君

第十五 北海道各港灣修築ニ關スル建議案(神輿知常君外六名提出)

北海道各港灣修築ニ關スル建議案
政府ハ曩ニ北海道鐵道敷設ノ計ヲ定メ十箇年ノ繼續事業ト爲シ既ニ其ノ工事ニ著手シ向フ七箇年ヲ經ハ此ノ工業ハ峻功ヲ告クヘシ次テ私設鐵道敷設ノ計亦將ニ定ラフトス此ノ兩鐵道ニシテ竣功セハ北海道内地ト沿海各港トハ概テ連絡スルニ至ルヘシ縱令此ノ兩者連絡スルモ港灣修築ノ工事成效セス船舶出入ノ便開ケスハ巨萬ノ資ヲ投シタルノ鐵道モ遂ニ其ノ效用ヲ全フスルコトヲ得サラム是本院ノ憂慮スル所ナリ故ニ政府ハ此ノ際速ニ北海道ニ於ケル必要ノ港灣修築ノ計ヲ定メ漸次其ノ工事ニ著手シ鐵道ノ竣功ト同時ニ各港船舶ノ出入ヲ便ニシ以テ海陸運輸ノ路ヲ接續シ北海道ノ拓殖ニ遺策ナカラムコトヲ望ム

右建議ス

(加藤政之助君演壇ニ登ル)

○加藤政之助君(二百二十一番) 諸君、本案ハ北海道ニ於キマシテハ四五年前ヨリ官設鐵道敷設ニ著手シテ、向フ七八箇年ヲ經過致シマシタナレバ、官設鐵道ハ成效ヲスル氣運ト認メマス、而シテ此鐵道ガ成效スルト、各港ニ此鐵道ハ頭ヲ出スノデアリマス、然ルニ此港ノ修築ハ未ダ其計畫立タズシテ政府ハ何時著手スルカ少モ其事ハ見エヌト云フコトニナツテ居リマス、縱シ鐵道ガ成效致シテモ、各港ガ成效シナケレバ、其物產ヲ海運ノ便ガ開ケナケレバ、北海道拓殖ノ效用ヲ爲ス譯ニハ往カナイデアリマス、ツレ故ニ是非鐵道ノ落成ト共ニ今カラ港灣修築ノ設計ヲ立テ、同時ニ港灣ヲ改築シテ船舶出入ノ便ヲ得セシメテ貫ヒタイト云フ案デアリマス、而シテ此案ハ西原君ガ十分演說ヲ致サレシメタカラ、此西原君ノ演說ヲ藉リルト十分ト思ヒマスカラ、私ハ是ダケニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ贊否ヲ決シマス、本案ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、可決致シマシタ、議事日程ノ第十六織物試驗所設置ニ關スル建議案、議案ノ朗讀ヲ省略シマス、杉田定一君

第十六 織物試驗所設置ニ關スル建議案(杉田定一君
外四名提出)

我カ國ノ富原ヲ拓殖シ國富ヲ充實セシムルノ策ハ種々アルヘシト雖最急務トスヘキモノハ萬國共通ノ必要品ニシテ而カモ一種類ニシテ多額ノ輸出ヲ爲スモノニ就テ極力之ヲ發達スルニ在リ而シテ此ノ資格ヲ有スルモノ蓋織物ニ若クハナシ現時我カ國ノ輸出織物ハ大概未加工品若ハ半加工品ナルモ猶輸出總額ノ三割七分乃至四割ヲ占ム故ニ若保護獎勵ノ方策ニシテ其ノ宜キヲ得ハ之カ貿易額ヲシテ輸出品ノ主位ヲ占ムルニ至ラシメ茲ニ一大財源ヲ求メ得ヘキハ敢テ不能ノコトニアラスト信ス而シテ本邦現時ノ織物ニ一大改良ヲ加ヘ前陳ノ目的ヲ達セムニハ織物試驗所ヲ設置シテ絲質ノ検査ヲ爲スハ勿論歐米新式ノ器械ヲ購入シ必要アル場合ニハ外國ヨリ專門ノ技師ヲ聘用シテ最新ノ學理ニ基ツキ撚絲、再整、染色及製織ニ充分ノ改良ヲ加ヘ精巧ノ品ヲ試織シテ其ノ模範ヲ示シ之ニ加フルニ一般營業者ノ需ニ應ジテ内外各國ノ織物ヲ解剖分析シテ成績ノ良否ヲ検査シ以テ其ノ參考ニ資スルヲ要ス若此ノ設備ニシテ完成セハ勞力ヲ節シ精巧ナル織物ヲ廉價ニ且多額ニ製出シ得ルハ實ニ易々タルノミ故ニ本院ハ現時ノ情況ニ稽ヘ織物試驗所ノ設置ヲ必要ト認ム依リテ政府ハ之カ創設ノ計畫ヲ立テ帝國議會ニ提出セラレンコトヲ望ム

右建議ス

○杉田定一君(百二十一番) 閉會ニ際シ御邪魔デゴザイマスケレドモ、暫ク御清聴ヲ煩シマスル、本案ハ即チ絹織物ノ試驗所ヲ設ケルト云フ所ノ建議案デゴザイマスル、即チ日本全國ニ於キマシテ最モ重大輸出品タル所ノ、改良進歩ヲ計ル所ノ試驗所ヲ設ケルト云フ案デゴザイマス、御承知ノ通輸出品ニ億萬圓ノ中、即チ絹織物類ト云フモノハ八千萬圓、即チ四割ニ當ツテ居リマス、昨年ノ十一月ノ統計ニ依ツテモ二千萬圓ノ絹織物ガ海外ニ輸出シテ居ルノデゴザイマス、即チ此絹織物ノ改良進歩ヲ圖リマシタナラバ、二千萬圓ハ愚カ五千萬圓或ハ一億圓ニモ達シマスルコト、思ヒマス、然ルニ御承知ノ通日本ノ絹織物ハ從來ノ織方ニ拘泥ヲ致シマシテ、即チ歐羅巴ノ文明ノ智識ヲ輸入シ、即チ日新ノ器械ヲ應用スルコトヲシナイノデアリマス、例ヘテ申セバ染物ノ器械ト云フモノガナイ、精密ノ器械ト云フモノガナイ、即チ織物ノ器械ト云フモノガナイ、サウ云フヤウナ器械ノナイ所カラシテ、精巧ナル所ノ織物ガ出來ナイノデアリマス、因ツテ織物ニ日進ノ學理ヲ應用シ、文明ノ智識ヲ輸入シ、以テ織物ノ改良進歩ヲ圖ルト云フノ案デゴザイマス、即チ日本ヲ富國ニ致ス所ノ基デゴザイマスカラ、滿場一致ヲ以テ御贊成アリ、直チニ即決ヲ以テ決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ贊否ヲ決シマス、本案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、否決致シマス、議事日程ノ第十七日本漆保護ニ關スル建議案、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、三田村甚三郎君

第十七 日本漆保護ニ關スル建議案(三田村甚三郎君
外四名提出)

漆器ハ本邦ノ重要輸出品ニシテ夙ニ名聲ヲ海外ニ博セリ然ルニ明治二十三年頃ヨリ混合不長ナル支那漆ノ輸入入夥ク其ノ價額ノ低廉ナルニ因リ其好ナル日本漆ハ漸次之ニ壓倒セラレ產額大ニ減少セリ是近年漆器ノ信ヲ海外ニ失セル原因ナリ現時輸入ノ支那漆ハ三割乃至四割ノ白油ヲ混合ス故ニ塗立當時ハ頗ル美觀ヲ呈スルモ日ヲ經ルニ隨ヒテ粘カシ減シ光澤ヲ失シ恰モ「ペンキ」塗ノ古ヒタル如ク自カラ龜裂剝落スルニ至ルハ免レサル所ナリトス未タ支那漆ノ輸入ナカリシ明治二十二年ニ於ケル漆器ノ輸出額ハ六十二萬八千餘圓ナリシニ支那漆ノ輸入入愈々増加シテ漆器ノ輸出愈々減シ明治三十一年ノ輸出額ハ四十八萬三千餘圓トナルニ至レリ而シテ在外領事ハ一トシテ輸出漆器ノ粗製濫造ニ流レ需用日ニ減シツツアルヲ報告セサルナキハ現時ノ實況ナリトス本邦漆器ノ不長今日ノ如ク漆樹栽培ノ不振今日ノ如クニシテ尙之ヲ救済セスハ本邦固有ノ特產トシテ世界ニ好評ヲ博シタル斯業ノ衰頹ヲ來タシ遂ニ國利ヲ失フノ不幸ヲ見ルニ至ルヤ必然ナリ此ノ際當局者ハ宜ク相當ノ保護ヲ與フルノ必要アルヲ認ム而シテ之カ保護獎勵ノ方法ニ至リテハ一ニシテ足ラスト雖其ノ最急務ナルモノヲ左ニ列記ス

- 一輸入漆検査所ヲ設置シ混合不長ノ漆汁輸入ヲ禁止スルコト
- 一漆樹栽培ニ精通セル技師ヲ各產地ニ派出シテ漆樹ノ栽培ヲ獎勵シ且栽培者ニハ相當ノ補助ヲ與フルコト
- 一不毛ノ官林原野ニシテ漆樹栽培ニ適スルノ地ハ無料ヲ以テ貸下クルコト
- 一漆器ノ改良進歩ヲ圖ル爲適當ノ技師ヲ漆器產地ニ派出シ意匠、考案ニ付巡回講話ヲナサシムルコト

政府ハ速ニ之カ施設ニ著手シ日本漆保護ノ實ヲ舉ケムコトヲ望ム

右建議ス

○三田村甚三郎君(二百六十七番) 日本漆保護ニ關スル建議案ノ提出者デアリマスカラ、一言申述ベマス、併シ議場モ隨分倦ンデ在ラシヤルコト、思ヒマスカラ、長イ效能ヲ述ベルコトハ致シマセス、結局ノ所今日ノ如ク此漆樹ノ栽培ガ振ハズシテ、一方ニハ外國ヨリ混合漆ナル不長ノ品ガ這入ツテ來ル勢ガ甚ダ強クアリマシテ、斯クテハ我國漆器ノ前途ニ於テ大ニ憂フベキ所デアリマスカラ、願ハクハ益々漆樹ノ栽培ヲ獎勵シ漆器ノ改良ヲ圖ルガタメニ四箇條バカリ茲ニ舉ゲテ於キマシタ所ノモノヲ、政府ニ於テハ速ニ採用シテ欲シト云フノデアリマス、願ハクハ滿場一致ヲ以テ御可決アラシムコトヲ

○鈴木萬次郎君(二百十九番) 贊成デス、是ハ日本ニ於ケル尤モ特色アル所ノ物産ニ附イテ重要ナルコトデアリマスカラ、委員付託ニセラレンコトヲ望ミマス

〔贊成々々〕即決ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 委員付託ノ說ガアリマスカラ決ヲ採リマス、委員付託ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、委員付託トナリマシタ、次ハ議事日

程ノ第十八ハ、提出者ヨリ明日ノ日程ニ上ボセテ吳レト云フ申出ガアリマシ
タガ、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許スコトニ致シマス——今特別委員
ノコトニ附イテ御諮リスルコトヲ失念致シマシタガ、委員ハ議長ガ指名レテ
御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ其通致シマス、次ハ議事日程第十九教
員養成ニ關スル建議案、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、安藤龜太郎君

第十九 教員養成ニ關スル建議案(安藤龜太郎君提出)

教員養成ニ關スル建議案

我カ國ニ於ケル教育ノ事業ハ勃興ノ氣運ニ向ヒ教員ノ必要日ニ増加スル
ノ時ニ當リ教員ノ不足ヲ告ケ爲ニ教育ノ進歩ヲ妨クルハ蔽フヘカラサル事
實ナリ今ヨリ豫メ教員ヲ養成シ之ヲ増加スルノ方法ヲ畫スルニ非ヌムハ將
來大學、高等學校、中學校及小學校其ノ他各種學校ノ増設ヲ見ルノ日ニ於
テ教員ノ闕乏ヲ感スルハ必然ノ狀勢ナリ故ニ政府ハ他日各學校ノ需要ニ應
セム爲速ニ適當ノ方法ニ依リ教員ヲ養成スルノ計畫ヲ立テラレムコトヲ望
ム

右建議ス

(安藤龜太郎君演壇ニ登ル)

○安藤龜太郎君(二百八十一番) 極簡短ニ述ベマス、教育事業ノ進歩ス
ルニ從ヒマシテ、教員ノ需要ガ日ニ急テ居テ居ル際デアリマス、況ヤ本年
ニ於テハ大學高等學校ノ建議案ガツレノ通過シテ、將來小學校ノ増設等モ
多クナルハ明デアリマスカラ、將來各種ノ學校ガ出來マシタナラバ、實ニ教員
ノ養成ハ今ヨリ心掛ケテ置キマセヌト出來ヌコトニナリマスツレニ附イテハ
種々調ベタコトモアツテ、事情ヲ申上ゲタイガ時間モ切迫シテ居リマスカラ、
速ニ此案ハ即決ヲ以テ御賛成ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、諸君ニ御諮リスルコトガアリマスガ、
質問書ノ答辯書ガ政府ヨリ數通回テ居リマスガ、悉ク朗讀致シマス時間ヲ
費シマスカラ、是ハ速記録ニ載セルコトニシテ朗讀ハ省略シテ御異議アリマ
セヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) ツレデハ今日ダケ朗讀ヲ省略致シマス、諸般ノ報告ガ
アリマス

(書記朗讀)

田中正造君提出鑛毒ノ爲メ天產ヲ亡滅スヘキ有形上ノ價格ニ關スル質問及
山林拂下ニ關スル質問ニ對シ曾爾農商務大臣ヨリ院議ヲ無視シ被害民ヲ毒
殺シ其請願者ヲ撲殺スル議ニ關スル質問及鑛毒ハ人ヲ殺シ當局諸大臣ハ其
請願者ニ面會ヲ許ササル儀ニ關スル質問ニ對シ西郷內務曾爾農商務兩大臣

ヨリ警吏大勢兇器ヲ以テ無罪ノ被害民ヲ打撲シタル義ニ關スル質問及花井
卓藏君外三名提出行政上藥品取締ニ關スル質問ニ對シ西郷內務大臣ヨリ左
ノ答辯アリ

(左ノ答辯書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

衆議院議員田中正造君ヨリ鑛毒ノ爲メ天產ヲ亡滅スヘキ有形上ノ價格ニ付
質問ニ對シ農商務大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也

明治三十三年二月二十日

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員田中正造君提出鑛毒ノ爲メ天產ヲ亡滅スヘキ有形上ノ價格ニ付
質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治三十三年二月十六日

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員田中正造君提出鑛毒ノ爲メ天產ヲ亡滅スヘキ有形上ノ
價格ニ付質問ニ對スル答辯書

渡良瀬川沿岸耕地ノ被害ハ主トシテ洪水ノ氾濫ニ基因スルモノニシテ不時
ノ天災ニ屬シ今日ヨリ將來ノ損害ヲ豫想計算スルコト能ハス

右及答辯候也

明治三十三年二月十六日

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員田中正造君ヨリ山林拂下ニ關スル質問ニ對シ農商務大臣ヨリ答
辯書提出ニ付及御回付候也

明治三十三年二月二十日

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員田中正造君提出國有林立木拂下ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書
差進候也

明治三十三年二月十五日

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員田中正造君提出國有林立木拂下ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書
下ニ關スル質問ノ答辯書

明治三十三年二月十二日

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員田中正造君提出國有林立木拂下ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書
下ニ關スル質問ノ答辯書

明治三十三年二月十五日

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員田中正造君ヨリ院議ヲ無視シ被害民ヲ毒殺シ其請願者ヲ撲殺ス
ル儀ニ關スル質問ニ對シ內務農商務兩大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候
也

明治三十三年二月二十日

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員田中正造君提出院議ヲ無視シ被害民ヲ毒殺シ其請願者ヲ撲殺ス
ル儀ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治三十三年二月十五日

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員田中正造君提出院議ヲ無視シ被害民ヲ毒殺シ其請願者ヲ撲殺スル義ニ關スル質問ニ對スル答辯書

質問ノ如キ事實ヲ認メス
右及答辯候也

明治三十三年二月十五日

衆議院議員田中正造君ヨリ鑛毒ハ人ヲ殺シ當局諸大臣ハ其ノ請願者ニ面會ヲ許サ、ル儀ニ關スル質問ニ對シ內務農商務兩大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也

明治三十三年二月三十日

內閣總理大臣侯爵西鄉從道

衆議院議員田中正造君提出鑛毒ハ人ヲ殺シ當局諸大臣ハ其ノ請願者ニ面會ヲ許サ、ル儀ニ付質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治三十三年二月十五日

農商務大臣 曾禰荒助

衆議院議員田中正造君提出鑛毒ハ人ヲ殺シ當局諸大臣ハ其請願者ニ面會ヲ許サ、ル儀ニ付質問ニ對スル答辯書

從來各種ノ事項ニ付大臣ニ面會ヲ請フ者頗ル頻繁ニシテ一々之ニ應スルトハキ到底事務ヲ舉グルノ暇ナキ爲メ面會ヲ謝絶スルコトアリ鑛毒事件面會者ニ對シテモ亦同様ナリ

明治三十三年二月十五日

農商務大臣 曾禰荒助

衆議院議員田中正造君ヨリ警吏大勢兇器ヲ以テ無罪ノ被害民ヲ打撲シタル義ニ關スル質問ニ對シ內務大臣ヨリ別紙質問書提出ニ付及御回付候也

明治三十三年二月二十日

內閣總理大臣侯爵西鄉從道

衆議院議員田中正造君提出警吏大勢兇器ヲ以テ無罪ノ被害民ヲ打撲シタル義ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治三十三年二月十五日

內務大臣侯爵西鄉從道

衆議院議員田中正造君提出警吏大勢兇器ヲ以テ無罪ノ被害民ヲ打撲シタル義ニ關スル質問ニ對シ內務大臣侯爵西鄉從道

明治三十三年二月十五日

內務大臣侯爵西鄉從道

衆議院議員田中正造君提出警吏大勢兇器ヲ以テ無罪ノ被害民ヲ打撲シタル義ニ關スル質問ニ對シ內務大臣侯爵西鄉從道

明治三十三年二月十五日

內務大臣侯爵西鄉從道

衆議院議員田中正造君提出警吏大勢兇器ヲ以テ無罪ノ被害民ヲ打撲シタル義ニ關スル質問ニ對シ內務大臣侯爵西鄉從道

明治三十三年二月十五日

內閣總理大臣侯爵西鄉從道

衆議院議員花井卓藏君外三君ノ提出ニ係ル行政上藥品取締ニ關スル質問ニ對スル別紙答辯書差進候也

明治三十三年二月十五日

內務大臣侯爵西鄉從道

衆議院議員花井卓藏君外三君ノ提出ニ係ル行政上藥品取締ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治三十三年二月十五日

內務大臣侯爵西鄉從道

一、明治三十一年中全國各府縣ヲ通シテ藥品巡視ヲ施行シタルコト九十五回ニシテ當業者ニ注意ヲ加ヘタルコト六百四件其ノ犯罪者ヲ告發シタルコト六十五件告發ニ依テ犯罪ノ成立シタルモノ五十二件ナリ

一、藥品ノ精粗ニ關シテハ政府ハ明治二十二年法律第十號藥品取扱規則ニ依リ將來一層藥品巡視ヲ周密ニシ其取締ヲ爲サントス

明治三十三年二月十五日

貴族院ハ郵便法案兩院協議會成案第一號(明治三十三年度歲入歲出總豫算追加案及追第一號)豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件兩院協議會成案農工銀行法中改正法律案農工銀行補助法中改正法律案ヲ可決セル旨同院ヨリ通牒アリタリ

田中正造君ヨリ內務省ハ陛下ノ臣民ヲ虐殺スルヤニ關シ花井卓藏君東良三郎君丸山嵯峨一郎君持田直君鯨島相政君高梨哲四郎君ヨリ足尾銅山鑛毒地免租等及鑛業稅等ニ關シ質問書ヲ提出セラレタリ

衆議院議員選舉法改正法律案兩院協議會議長副議長左ノ通當選セラレタリ

議長 星 亨君 副議長 工藤 行幹君

特別委員長及理事左ノ通當選セラレタリ

日本海航路擴張ニ關スル建議案

委員長 小林 乾一郎君 理事 青柳 四郎君

大船渡開港鐵道鐵業國庫補助ニ關スル建議案

委員長 根 本 正君 理事 堀尾 茂助君

航海補助ニ關スル建議案

委員長 鯨島 相政君 理事 堀家 虎造君

地上權ニ關スル法律案

委員長 山內吉郎兵衛君 理事 中村 榮助君

特別委員長左ノ通當選セラレタリ

臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任以上ノ學校職員ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律案外二案

田村順之助君 磯部八五郎君 梶野 敬三君

伊藤直純君 大瀧傳十郎君 大塚 成吉君

千田軍之助君 野間 五造君 三輪 傳七君

日本漆保護ニ關スル建議案

雨森菊太郎君 堀 豐彦君 鹽路彦右衛門君

戶狩權之助君 喜多川 孝經君 林 彦一君

佐藤 伊助君 堀尾 茂助君 早川 龍介君

(左ノ質問書ハ期讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

内務省ハ
陛下ノ臣民ヲ虐殺スルカニ付質問
右正規ニ據リ提出候也
明治三十三年二月二十日
提出者 田中正造

賛成者 長谷場純孝
外三十四名

鑛毒ニ付栃木縣令藤川爲親ハ明治三十三年ヨリ醫學博士三宅秀ハ明治二十一年ヨリ其ノ他地方ノ公私立病院ハ悉ク其ノ有害ナルヲ唱ヘ又帝國議會ハ明治二十四年ヨリ被害民亦同年ヨリ鑛毒ノ人蓄生命ニ大危害ヲ加フルヲ憂ヒ速ニ之ヲ救治スヘク屢々政府ニ申告セリ然ルニ内務省衛生局ハ其害ナキヲ主張シ大學醫學博士入澤達吉亦明治三十年内務省衛生局ノ命ニ依リ害ナシトシ而シテ明治二十七年ヨリ同三十二年ニ至ルマテ被害人口僅カ一万八千人中ニ一千餘名ノ多數ナル毒死者ヲ出シタルハ如何
右及質問候也
足尾銅山鑛毒地免租等及鑛業稅等ニ關スル質問書
右成規ニ依リ提出候也
明治三十三年二月二十日
提出者 花井卓藏 東良三郎 丸山嵯峨一郎
持田直 鮫島相政 高梨哲四郎
賛成者 重岡薰五郎
外三十名

足尾銅山鑛毒地免租等及鑛業稅等ニ關スル質問趣意書
一明治二十九年以來足尾銅山鑛毒被害地ノ免租等ニ關スル地方稅及町村稅等ノ金額ハ幾何ナリヤ各年度ニ應シ詳細ナル說明ヲ望ム
一明治二十九年以來足尾銅山鑛業稅其他輸出稅等凡ソ同山ノ爲メニ國家ノ收入トナルヘキ金額ハ幾何ナリヤ各年度ニ應シ詳細ナル說明ヲ望ム
一足尾銅山鑛毒被害地中免租トナリタル部分ノ產出額ト無害地ノ產出額トハ如何ナル差異アリヤ又被害地ノ產出額ハ其被害前ト被害後トニ於テ如何ナル差異アリヤ各年度ニ應シ詳細ナル說明ヲ望ム
一明治二十九年以來足尾銅山ノ產出額ハ幾何ニシテ又其市價ハ幾何ナリヤ各年度ニ應シ詳細ナル說明ヲ望ム
右及質問候也

○議長(片岡健吉君) 明日ノ議事日程ヲ御報告致シマス
議事日程 第三十一號 明治三十三年二月二十一日(水曜日)
午後一時開議

- 第一 (第四號)明治三十二年歲入歲出總豫算追加案
(特第二號)明治三十二年各特別會計歲入歲出豫算追加案
- 第二 (第二號)明治三十三年歲入歲出總豫算追加案
(特第二號)明治三十三年各特別會計歲入歲出豫算追加案
- 第三 (特第二號)明治三十三年度各特別會計歲入歲出豫算追加案
- 第四 (追第二號)豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件
- 第五

- 第六 水難救護法中改正法律案(永井嘉六郎 外六名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
 - 第七 地上權ニ關スル法律案(元田肇 外八名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
 - 第八 工場取締及工業ニ從事スル勞働者ノ保護ニ關スル建議案(城田越 提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
 - 第九 在韓國居留民教育ニ關スル建議案(喜多川孝經 外三名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
 - 第十 製鋼事業獎勵ニ關スル建議案(堀田運太郎 外二名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
 - 第十一 大日本私立衛生會衛生事務講習所補助ニ關スル建議案(脇坂行三 外三名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
 - 第十二 大船渡開港鐵道鐵業國庫補助ニ關スル建議案(下飯坂權三郎 外二名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
 - 第十三 日本海航路擴張ニ關スル建議案(稻垣示外十 外一名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
 - 第十四 (特別報告第九號)下總國舊牧場開墾地ニ關スル請願 第一讀會ノ續(委員長報告)
 - 第十五 (特別報告第十號)不當利得金下戻ノ請願 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 議長(片岡健吉君) 今日ハ是ニテ散會致シマス
午後四時八分散會

衆議院議事速記録第二十五號正誤

頁 段 行 誤 正
五〇五 下 二九 御信用 御審議

衆議院議事速記録第二十七號正誤

頁 段 行 誤 正
五五五 下 一七 換地 管地